

障がいや病気のあるお子さんのために 問い合わせ

保健福祉課
(TEL 0893-44-6154)

特別児童扶養手当

身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童(20歳未満)を家庭において、看護している人に対して、手当を支給します。

- 対象者**
- (1)父または母
 - 障がい児を家庭において監護している
 - (2)養育者(父母以外)
 - 障がい児と同居・監護し、生計を維持している

※障がい児を監護する方の所得が一定以上ある場合は支給されません。

- 手当額**
- 児童1人あたり(令和2年度)
- 1級:52,500円/月
 - 2級:34,970円/月
- ※金額は毎年改定されます。

支給月 4、8、11月の各11日に前月分までの手当を支給

- 児童の要件**
- 障がいを事由とする公的年金を受給していない
 - 法令に定める障がいの状態にある
 - 児童福祉施設などに入所していない

障がい児福祉手当

重度の障がいにあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の者に対して支払われる手当です。

- 対象者**
- 障がいを事由とする公的年金などを受けていない
 - 児童福祉施設などに入所していない

※受給資格者・配偶者・扶養義務者に一定以上所得がある場合は支給されません。

- 手当額** 児童1人あたり(令和2年度)
- 14,880円/月

※金額は毎年改定されます。



教育に関する支援

問い合わせ 学校教育課 (TEL 0893-44-2124)

奨学金制度

高等学校または大学等への進学を希望していても、経済的な理由により修学が困難な方に対し、町条例により「内子町奨学金」「高畑奨学金」を無利子で貸与しています。

特別支援教育就学奨励費制度

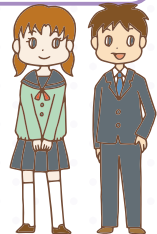
就学に係る保護者の経済的負担を軽減するため、法令に規定する障がいの程度に該当したり特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

就学援助制度

経済的な理由で子どもを小学校や中学校に通わせることが困難な保護者に対し、給食費や学用品費など学校生活に必要な経費の一部を援助する制度があります。

通学費の補助

一定の条件を満たす遠距離通学する児童生徒に対し、通学定期券などを交付しています。



妊娠・出産

保育園・幼稚園・認定こども園

小学校・中学校

医療・救急

知りたい・相談したい

MAP